

**規 則**

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市規則第48号**

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

別表様式目次中

「  
熱損失防止改修住宅等申告書  
」

を

「  
熱損失防止改修等住宅等申告書  
」

に、

「  
特定熱損失防止改修住宅等申告書  
」

を

「  
特定熱損失防止改修等住宅等申告書  
」

に改める。

別表第55号様式の12を次のように改める。

第55号様式の12

熱損失防止改修等住宅等に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所  
納税義務者 氏名又は名称  
電 話 ( )

次の家屋については、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に該当するため、減額措置の対象である旨を、同条第11項に基づき、次のとおり申告します。

対 象 家 屋	所 在			
	家 屋 番 号	建 築 年 月 日	年 月 日	
	種 類 及 び 構 造	床 面 積	m <sup>2</sup>	
工 事 内 容	工 事 種 類	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事		
	工 事 費 用	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	
備 考				

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第11項に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」、「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 「工事費用」欄には、工事に要した費用の額(補助金等を除く金額)を記載してください。

4 この申告書は、工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

5 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第9項各号に規定する書類を添付して提出してください。

別表第55号様式の14を次のように改める。

第55号様式の14

特定熱損失防止改修等住宅等に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住所  
納税義務者 氏名又は名称  
電 話 ( )

次の家屋については、地方税法附則第15条の9の2第4項又は第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等専有部分に該当するため、減額措置の対象である旨を、同条第6項に基づき、次のとおり申告します。

対象家屋	所在			
	家屋番号	建築年月日	年 月 日	
	種類及び構造	床面積	m <sup>2</sup>	
工事内容	工事種類	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事		
	工事費用	円	工事完了年月日	年 月 日
備考				

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の9の2第4項又は第5項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第6項の規定に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」及び「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 「工事費用」欄には、工事に要した費用の額(補助金等を除く金額)を記載してください。

4 この申告書は、工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

5 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して提出してください。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

---

川崎市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市規則第49号**

川崎市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

川崎市歯科技工士法施行細則（平成9年川崎市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

(表)

歯科技工所開設届

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり歯科技工所を開設したので届け出ます。

名 称						電話
開設場所						
開設年月日						
管理者	氏名	住所				
	資 格	登 録 番 号	登 録 年 月 日			
業務従事者	氏 名	従事年月日	資 格	登録番号	登録年月日	※確認欄
	勤務場所の区分	住 所			電 話	
	1	<input type="checkbox"/> 開設場所 <input type="checkbox"/> 開設場所以外				
	2	<input type="checkbox"/> 開設場所 <input type="checkbox"/> 開設場所以外				
	3	<input type="checkbox"/> 開設場所 <input type="checkbox"/> 開設場所以外				
4	<input type="checkbox"/> 開設場所 <input type="checkbox"/> 開設場所以外					
構造設備の概要及び平面図						
技工所面積	m <sup>2</sup>	照明器具数	個	換気装置数	個	
集塵装置数	個	そ の 他				

(注意)1 業務従事者の勤務場所が開設場所以外の場所の場合は、住所欄に勤務場所の住所を、電話欄に業務従事者に連絡可能な電話番号を記入してください。ただし、勤務場所が自宅の場合は、住所欄に「自宅」と記入してください。

2 ※確認欄には、何も記入しないでください。

3 管理者の歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し及び履歴書を添付してください。

4 業務従事者の歯科医師又は歯科技工士の免許証(原本)を提示してください。

(裏)

開設場所の平面図(器具、機械等も記載してください。)


開設場所の案内図

--

第2号様式を次のように改める。

第2号様式

(表)

歯科技工所届出事項変更届

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり歯科技工所の届出事項に変更を生じたので届け出ます。

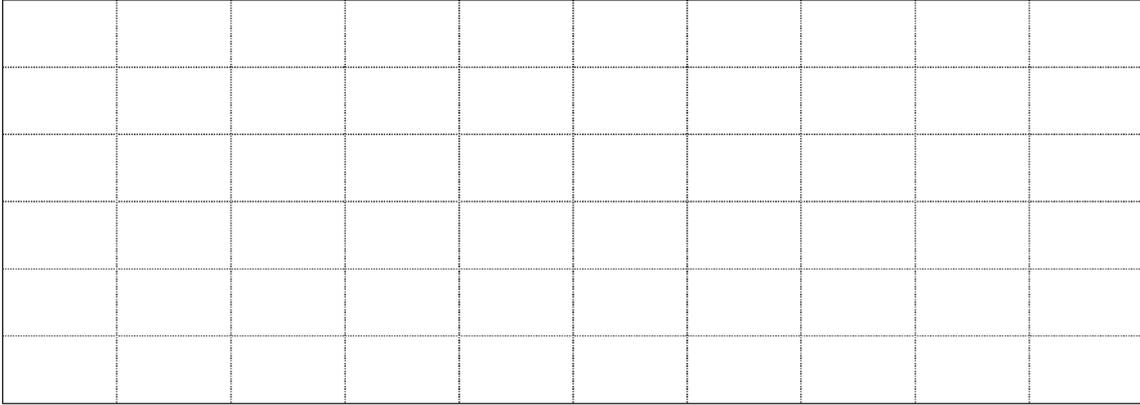
名 称						電 話	
開 設 場 所							
変 更 事 項							
変更前							
変更後(業務従事者の変更のうち、新たな業務従事者の追加又は勤務場所の変更については業務従事者欄にも記入してください。)							
変 更 年 月 日	年		月		日		
業務従事者	氏 名	従事年月日	資 格	登 録 番 号	登録年月日	※確認欄	
	勤務場所の区分	住 所		電 話			
	1						
		<input type="checkbox"/> 開設場所 <input type="checkbox"/> 開設場所以外					
	2						
		<input type="checkbox"/> 開設場所 <input type="checkbox"/> 開設場所以外					
	3						
		<input type="checkbox"/> 開設場所 <input type="checkbox"/> 開設場所以外					
4							
	<input type="checkbox"/> 開設場所 <input type="checkbox"/> 開設場所以外						

- (注意)1 業務従事者の勤務場所が開設場所以外の場所の場合は、住所欄に勤務場所の住所を、電話欄に業務従事者に連絡可能な電話番号を記入してください。ただし、勤務場所が自宅の場合は、住所欄に「自宅」と記入してください。
- 2 ※確認欄には、何も記入しないでください。
- 3 構造設備の変更の場合は、変更前後の平面図を記載してください。
- 4 管理者の変更の場合は、変更後の管理者の歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し及び履歴書を添付してください。
- 5 新たな業務従事者を追加する場合は、歯科医師又は歯科技工士の免許証(原本)を提示してください。

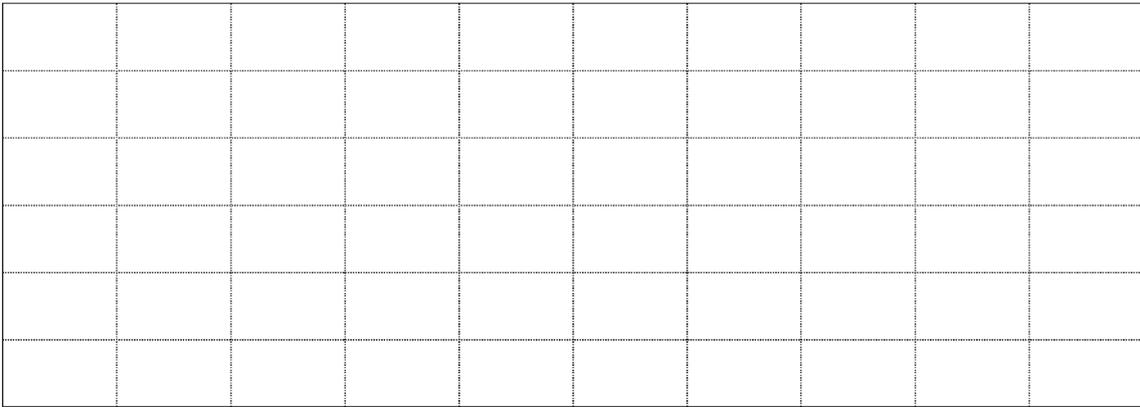
(裏)

開設場所の平面図

変更前



変更後



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第50号

川崎市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

川崎市狂犬病予防法施行細則（昭和25年川崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

犬 の 登 録 申 請 書

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

狂犬病予防法第4条第1項の規定により、犬の登録を申請します。

犬 の 所 在 地	川崎市 区				
犬 の 名 前		犬 の 種 類			
犬 の 生 年 月 日	年 月 日	犬 の 毛 色		犬 の 性 別	雄 ・ 雌
マイクロチップの 識 別 番 号	( 環境大臣指定登録機関への登録 有 ・ 無 )				
そ の 他 の 特 徴					

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

## 第4号様式

## 犬 の 死 亡 届

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり犬が死亡したので、狂犬病予防法第4条第4項の規定により届け出ます。

犬の死亡年月日	年 月 日				
犬の所在地	川崎市 区				
犬の名前		犬の種類			
犬の生年月日	年 月 日	犬の毛色		犬の性別	雄 ・ 雌
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号		
マイクロチップの 識別番号	( 環境大臣指定登録機関への登録 有 ・ 無 )				
注射年月日	年 月 日	済票番号	第 号		
その他の特徴					

注 鑑札及び注射済票を添付してください。

第 5 号様式

犬 の 登 録 事 項 変 更 届

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり登録事項の変更が生じたので、狂犬病予防法第4条(第4項・第5項)の規定により届け出ます。

<input type="checkbox"/> 犬の所在地		<input type="checkbox"/> 所有者氏名・住所		<input type="checkbox"/> 犬の所有者
(新)				
(旧)				
犬 の 名 前				鑑札添付欄(犬の所在地を川崎市内に変更した場合)
犬 の 種 類				
犬 の 生 年 月 日	年 月 日			
犬 の 毛 色		犬 の 性 別	雄 ・ 雌	
登 録 年 月 日	年 月 日			
登 録 番 号	第 号			
マイクロチップの 識 別 番 号	(環境大臣指定登録機関への登録 有 ・ 無)			
注 射 年 月 日	年 月 日			
済 票 番 号	第 号			

## 第6号様式中

「

マイクロチップの 識 別 番 号	
---------------------	--

」

を

「

マイクロチップの 識 別 番 号	( 環境大臣指定登録機関への登録 有 ・ 無 )
---------------------	--------------------------

」

に改める。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第8号様式

損 害 補 償 申 請 書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

狂犬病予防法第6条第10項及び第14条第2項の規定により処分された次の犬等の損害補償を受けたいので申請します。

処分された年月日	年 月 日	犬等の名前	
犬等の所在地		犬等の種類	
犬等の生年月日	年 月 日	犬等の毛色	犬等の性別 雄・雌
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
マイクロチップの 識別番号	( 環境大臣指定登録機関への登録 有 ・ 無 )		
注射年月日	年 月 日	済票番号	第 号
その他の特徴			
損害補償申請額	円		

## 第9号様式

## 犬の移動(出・入)許可申請書

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり犬の移動(出・入)許可を受けたいので、川崎市狂犬病予防法施行細則第18条第1項の規定により申請します。

犬の所在地					
犬の名前		犬の種類			
犬の生年月日	年 月 日	犬の毛色		犬の性別	雄 ・ 雌
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号		
マイクロチップの 識別番号	( 環境大臣指定登録機関への登録 有 ・ 無 )				
注射年月日	年 月 日	済票番号	第 号		
移動理由					
移動先					
移動期間					
※ 調査確認	意見 年 月 日 狂犬病予防員 氏名				

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 狂犬病予防注射済みの証明書を添付してください。

第11号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式

犬の移動(出・入)許可証

川崎市指令 第 号  
住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のありました犬の移動(出・入)については、川崎市  
狂犬病予防法施行細則第18条第3項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

所有者住所氏名					
犬 の 名 前		犬の種類			
犬の生年月日	年 月 日	犬の毛色		犬の性別	雄 ・ 雌
登録年月日	年 月 日	登録番号	第	号	
マイクロチップの 識別番号	( 環境大臣指定登録機関への登録 有 ・ 無 )				
注射年月日	年 月 日	済票番号	第	号	
移動理由					
移動先					
移動期間					
狂犬病予防注射施行者 氏名			狂犬病予防員 氏名		

第13号様式を次のように改める。

第13号様式

狂犬病及び疑似狂犬病発生報告書

年 月 日

1 犬等												
登録年月日		年 月 日		登録番号		第 号						
マイクロチップの 識別番号		( 環境大臣指定登録機関への登録 有 ・ 無 )										
注射年月日		年 月 日		済票番号		第 号						
ワクチン名			犬等の 種 類		犬等の 名 前			性 別		雄・雌		
年齢	毛色	その他の特徴										
発病月日		月 日		殺 処 分 月 日		月 日		送 付 月 日		月 日		
剖検月日		月 日		決定月日		月 日		処 置				
所有者住所・氏名												
犬等の所在地												
臨床所見												
剖検所見												
鑑 定 方 法			① ネグリ小体			② 動物試験						
2 被こう傷者												
被こう傷月日		月 日		被こう傷地								
住所氏名									部位			
動 機									注射		有・無	
3 被こう傷動物												
種 別	種	毛 色	性 別	雄・雌	年 齢	部 位						
被こう傷月日		月 日		注 射		有 ・ 無		処 置				
被 こ う 傷 地												
所有者住所氏名												
4 感 染 経 路												
5 措 置												
6 参 考 事 項												

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市規則第51号**

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式

飼 い 犬 事 故 届 出 書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり私が飼養又は保管をする犬による事故があつたので、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第8条の規定により届け出ます。

飼い犬	登録番号	マイクロチップの識別番号				
	種類	年齢	性別	呼び名		
	毛色	体格	特徴			
	最終予防注射 年 月 日	過去における 事故回数	事故時における管理状態			
	年 月 日		係留・放し飼い・移動・運動・ 訓練・その他( )			
	事故内容	発生日時		発生場所		
		事故の原因及び 事故の状況				
被 害 者	住 所	氏 名	年齢	性別	被害の部位	被害の程度
備考						
※ 検 診	検診 期間	年 月 日	～	年 月 日	獣医師 氏 名	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

---

川崎市動物愛護センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市規則第52号**

川崎市動物愛護センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市動物愛護センター条例施行規則（昭和49年川崎市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

## 第 1 号様式

## 犬、猫等の動物引取り依頼書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項本文又は川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第12条の2第1項本文の規定により、犬、猫等の動物引取りを依頼します。

なお、引取り後の措置については一任します。

動物の区分	種類	年齢	毛色	性別	犬、猫等の名前	特徴	マイクロチップ	※1 登録番号 又はマイクロチップの識別番号	※2 済票番号
犬・猫・動物				雄・雌			有・無		
犬・猫・動物				雄・雌			有・無		
犬・猫・動物				雄・雌			有・無		
犬・猫・動物				雄・雌			有・無		
犬・猫・動物				雄・雌			有・無		
犬・猫・動物				雄・雌			有・無		

備考

注 ※1印の欄は、マイクロチップを装着していない犬については登録番号を記入してください。

注 ※2印の欄は、犬の場合のみ記入してください。

第 2 号様式

犬、猫等の動物返還申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号

次の犬、猫等の動物の返還を受けたいので申請します。

動物の区分	種類	名前	年齢	毛色	性 別	特 徴	※1 登録番号又はマイク ロチップの識別番号	※2 済票 番号
犬・猫・動物					雄・雌			

注 ※1印の欄は、マイクロチップを装着していない犬については登録番号を記入してください。

注 ※2印の欄は、犬の場合のみ記入してください。

犬、猫等の動物返還承認書

川崎市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

年 月 日付けで申請のありました次の犬、猫等の動物の返還を承認します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

動物の 区 分	種類	名前	年齢	毛色	性 別	特 徴	収 容 日 時・場所	登録番号又はマイク ロチップの識別番号	済票 番号
犬・猫・ 動物					雄・雌				

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。



第5号様式

狂犬病鑑定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

川崎市動物愛護センター条例第3条第11号の規定により、狂犬病の鑑定を依頼します。

犬等の種類		毛 色		年齢	
性 別	雄 ・ 雌	犬等の 名 前		特徴	
登録年月日	年 月 日	登録番号		第 号	
マイクロチップの 識別番号					
注射年月日	年 月 日	済票番号		第 号	
被こう傷者 住所・氏名					
被こう傷部位		こう傷年月日		年 月 日	
こう傷の原因					
検診期間	年 月 日から	年 月 日まで		日間	
備考					

注 「犬等」とは、犬又は狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条に規定する動物をいう。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年8月1日から施行する。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第53号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

芝信用金庫	川崎大師支店	川崎市川崎区大師駅前1丁目8番12号
-------	--------	--------------------

」

を

「

芝信用金庫	武蔵小杉支店	川崎市中原区新丸子町920番地
-------	--------	-----------------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和4年7月25日から適用する。

告 示

川崎市告示第404号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和4年7月14日

川崎市長 福田紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
小林 洋一	小林医院	川崎市中原区北谷町31
稲葉 周作	稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22
岸本 厚子	あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101

石井 憲行	いしいアレルギー こどもクリニック	川崎市幸区南加瀬 3-5-3 トキワクリ ックビル4F
高橋 英二	おおば内科 クリニック	川崎市宮前区土橋 3-3-1 ドゥーエ・ア コルデ204
黒崎 裕一郎	元住吉くろさき呼吸 器内科クリニック	川崎市中原区木月 1-33-15進栄ビル1F
山本 慧	川崎グランハートク リニック	川崎市川崎区渡田向町 15-2

川崎市告示第405号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和4年7月19日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第406号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の全部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和4年7月20日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

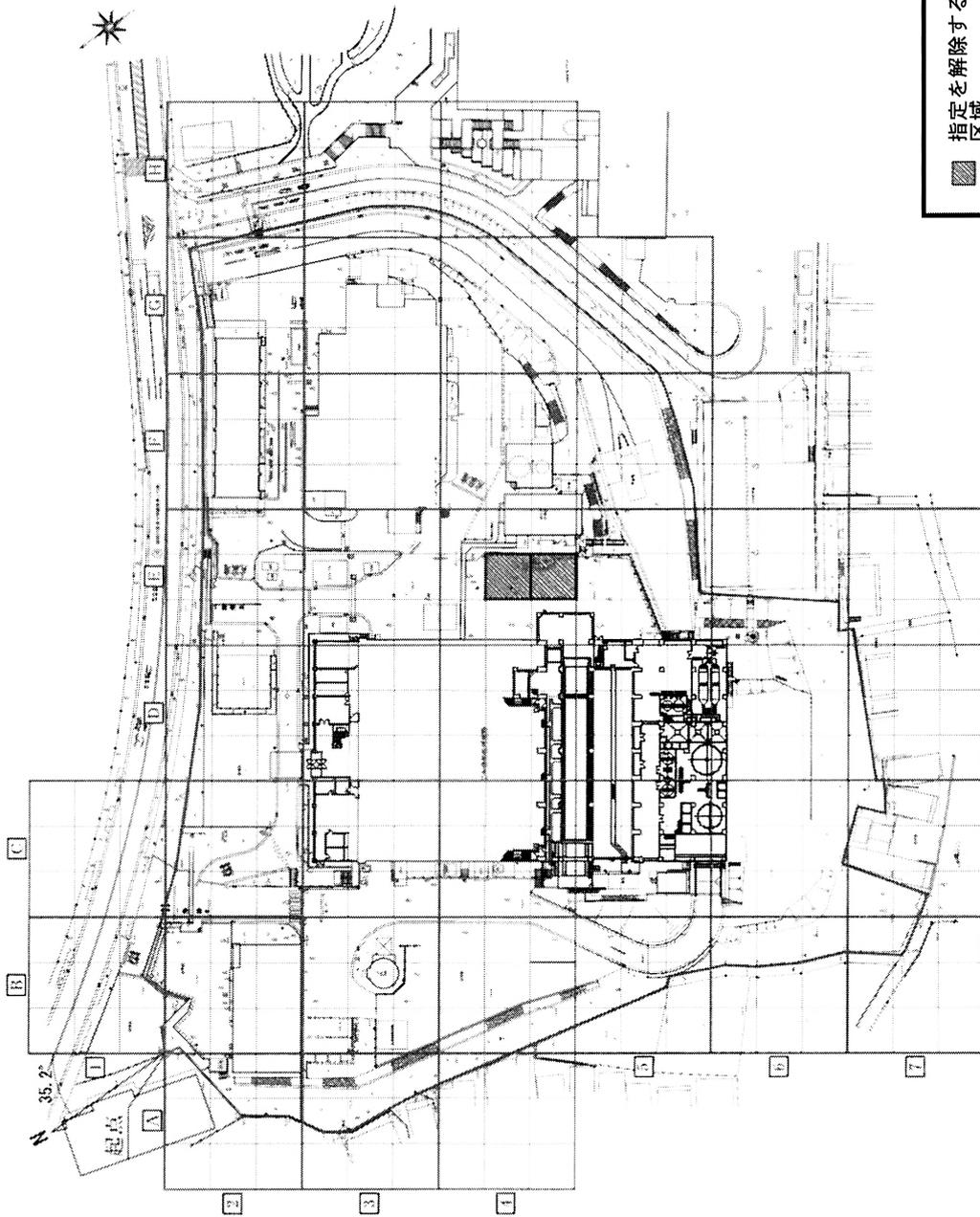
平成28年川崎市告示第364号により指定した区域のうち、令和2年川崎市告示第631号で指定を解除した区域を除く全部（高津区新作1丁目1787番3の一部）  
（別図のとおり）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



別図 指定を解除する区域 (全部解除)

川崎市告示第407号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和4年7月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

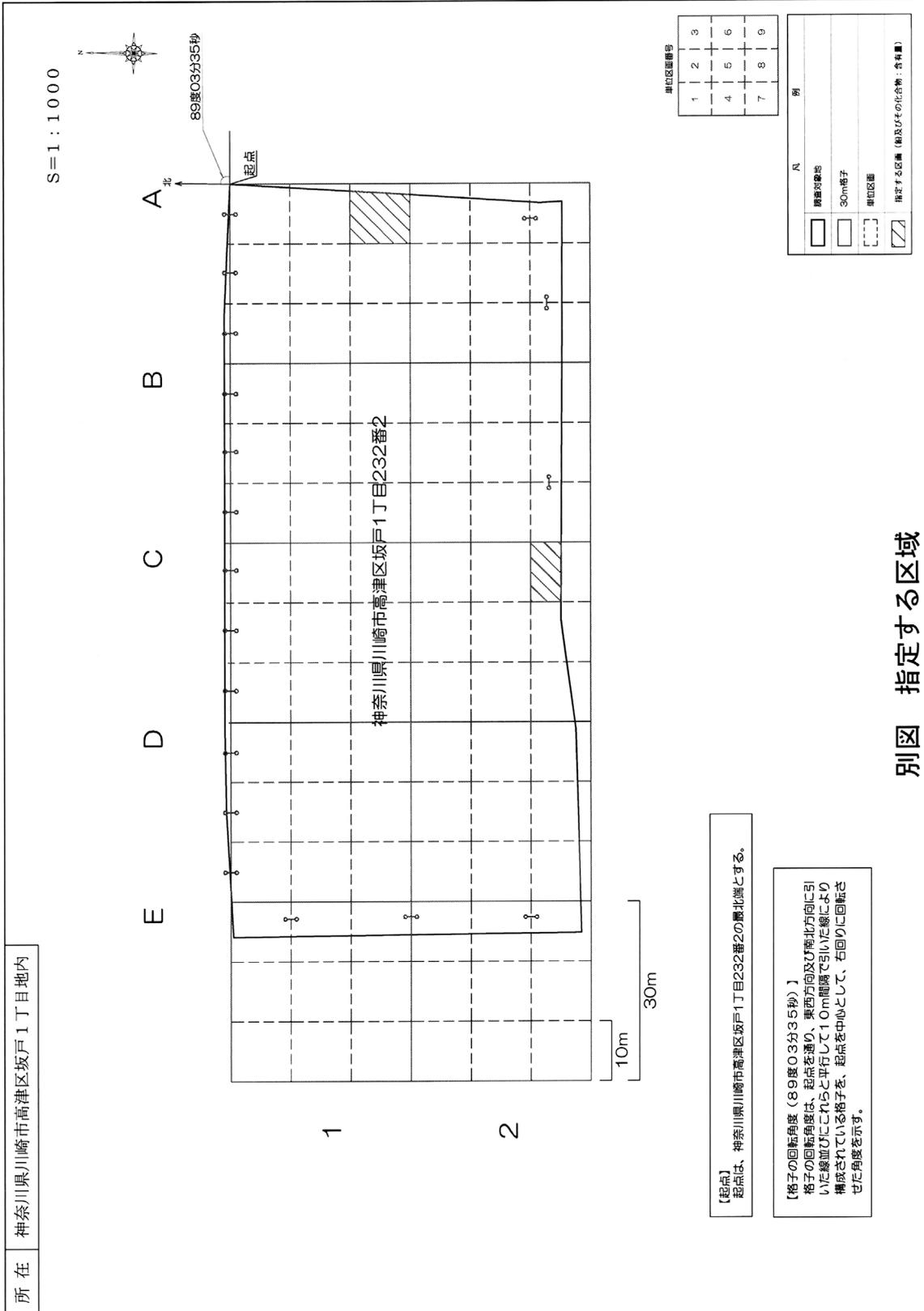
1 指定する区域

高津区坂戸1丁目232番2

（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



所在 神奈川県川崎市高津区坂戸1丁目地内

川崎市告示第408号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年7月22日から令和4年8月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年7月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	東生田第73号線	川崎市多摩区東生田4丁目9423番31先	1.82	15.88	
		川崎市多摩区東生田4丁目9432番4先			
新	東生田第73号線	川崎市多摩区東生田4丁目9423番31先	2.52 ～ 3.57	15.88	隅切りを含む
		川崎市多摩区東生田4丁目9431番2先			

川崎市告示第409号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年7月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年7月22日から令和4年8月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年7月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
東生田第73号線	川崎市多摩区東生田4丁目9423番31先	隅切りを含む
	川崎市多摩区東生田4丁目9431番2先	

川崎市告示第410号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和4年7月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第411号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和4年7月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第412号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和4年7月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第413号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年7月26日

川崎市長 福田紀彦

- 指定納付受託者の所在及び名称  
所在地 東京都港区南青山5丁目1番22号  
名称 株式会社ジェーシービー
- 取扱う歳入等の種類  
学校給食費
- 指定期間  
令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

川崎市告示第414号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年7月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定納付受託者の所在及び名称  
所在地 東京都港区台場2丁目3番2号  
名 称 ユーシーカード株式会社
- 2 取扱う歳入等の種類  
学校給食費
- 3 指定期間  
令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

**川崎市告示第415号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年7月26日から令和4年8月9日まで一般の縦覧に供します。

令和4年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第38号線	川崎市宮前区野川本町1丁目370番1先 川崎市宮前区野川本町1丁目370番1先	2.73	53.42	
新	野川第38号線	川崎市宮前区野川本町1丁目370番1先 川崎市宮前区野川本町1丁目370番1先	3.36	53.42	

**川崎市告示第416号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年7月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年7月26日から令和4年8月9日まで一般の縦覧に供します。

令和4年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第38号線	川崎市宮前区野川本町1丁目370番1先 川崎市宮前区野川本町1丁目370番1先	

**川崎市告示第417号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年7月26日から令和4年8月9日まで一般の縦覧に供します。

令和4年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第192号線	川崎市宮前区西野川1丁目2992番10先 川崎市宮前区西野川1丁目2992番10先	3.30	2.11	
新	野川第192号線	川崎市宮前区西野川1丁目2992番10先 川崎市宮前区西野川1丁目2992番10先	4.00	2.11	
旧	野川第480号線	川崎市宮前区西野川1丁目2992番10先 川崎市宮前区西野川1丁目2992番10先	5.92	39.92	
新	野川第480号線	川崎市宮前区西野川1丁目2992番5先 川崎市宮前区西野川1丁目2992番5先	6.01 ～ 6.06	39.92	隅切り部を含む

**川崎市告示第418号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年7月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年7月26日から令和4年8月9日まで一般の縦覧に供します。

令和4年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第192号線	川崎市宮前区西野川1丁目2992番10先 川崎市宮前区西野川1丁目2992番10先	
野川第480号線	川崎市宮前区西野川1丁目2992番5先 川崎市宮前区西野川1丁目2992番5先	隅切り部を含む

**川崎市告示第419号**